

仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

西線外回り停留場安全確保警備業務

(2) 目的

西線 6 条～西線 16 条の外回り停留場において警備を行い、路面電車の運行に関し、旅客の誘導や案内、旅客及び歩行者の車道への飛び出しの抑止、路面電車への運行阻害の抑止や歩行者等への安全啓発、事故発生時の通報等を行い、安全且つ円滑な輸送を確保することを目的とする。

2 業務内容

(1) 立ち番及び警備【配置位置 4 カ所】

- ア 停留場における旅客の案内誘導及び整理
- イ 路面電車に対する運行阻害の抑止
- ウ 停留場付近の横断歩道における通行確保
- エ 事故及びトラブル発生時の緊急連絡

(2) その他

- ア 不審者・不審物発見時の通報
- イ 急病人等に対する初期対応
- ウ その他、委託者が指示する事項

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

4 業務履行日（警備日程）

令和 8 年 1 月 15 日（木）から令和 8 年 3 月 25 日（水）までの平日
7 時 30 分～10 時 00 分（2 時間 30 分）

※ 1 月 = 12 日間、2 月 = 18 日間、3 月 = 17 日間 合計 47 日間

5 警備員配置等

(1) 人数

1 日に必要な警備員は 2 名

(2) 配置位置等

別紙のとおり

※ 配置時間及び停留場は、混雑状況により委託者が指示する。

6 警備員注意事項

(1) 警備員の条件

警備員は、節度と良識を備え、身体強健で積極的に職務に専念できる者とする。警備員の任務に不適当と委託者が認めたときは、直ちに警備員の交代を行うこと。

(2) 旅客や歩行者の誘導

警備員は、適宜、安全に配慮した適切な用語を使用し、停留場への誘導や案内、歩道及び横断歩道での注意喚起及び安全啓発等に努めるとともに、お客様に不快感を与えることのないよう言葉使いに注意し親切丁寧な案内誘導に努めること。

(3) 服装等

ア 制服・制帽：受託者の会社名を付したもの。

イ 名札：胸部

ウ 腕章：委託者から貸与する。

なお、防寒及び防雨対策が必要な場合は、受託者の会社名を付した防寒及び防雨用の制服を業務従事者に受託者において支給するものとし、私服を着用しての業務履行は認めない。

また、お客様に不快感を与えないよう、制服は常に清潔な状態で着用すること。

(4) 身分証明書の携帯

警備員は、受託者が発行した身分証明書を常に携帯すること。

(5) 遺失物発見時の処理

停留場内における遺失物は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車遺失物取扱規程に基づき委託者に引き渡すこと。

7 提出書類

	書類	提出時期	備考
1	業務着手届	着手時	様式あり
2	業務工程表(警備計画書)	契約締結後速やかに	
3	業務主任経歴書	契約締結後速やかに	詳細は下記8参照 様式あり
4	警備員名簿	契約締結後速やかに	詳細は下記9参照
5	警備業務日誌	業務日の翌日	様式あり
6	業務完了届	全業務完了後	様式あり

8 業務主任(業務責任者)の選任及び届出

受託者は、業務に従事する警備員の中から、あらかじめ業務責任者(業務主任)を選任し、その氏名を届け出るものとする。変更の場合についても同様とする。

9 警備員名簿の提出

受託者は、業務に従事する警備員について、警備員名簿を事前に提出し、委託者の承認を受けてから配置することとする。提出した警備員名簿に変更が生じた場合は、その都度、変更警備員名簿を作成し提出すること。

10 始終業の連絡

(1) 業務日毎に業務開始及び業務終了を、電車事業所に電話連絡すること。

(2) (1)のほか、状況または必要に応じて、隨時、電車事業所に報告すること。

11 安全の確保

受託者は、業務の履行にあたり、委託者の職員及び第三者に対する事故防止・安全確保に留意し、万一事故が発生した場合には、その責任の一切を負うものとする。

また、第三者との間に紛争等が発生した場合についても、受託者の責任において一切を処理するものとする。

12 業務の改善

委託者が履行品質等について不適当と認め、受託者に業務改善に係る文書が交付された場合は、受託者は直ちに業務改善の措置を講じなければならない。

13 支払い

月ごとの支払いとする。(計3回)

毎月末の業務終了後、委託者が行う業務完了検査に合格したのち、請求書に基づき支払い手続きを行う。

月額は、契約金額に各月の履行日数の割合を乗じて算出する。

端数が出た場合は、初月に調整する。

14 備品等の破損事故

業務履行中に委託者又は第三者の備品、設備等を破損した場合又は破損を確認した場合は、直ちに委託者へ報告のうえ、適切な処置を講ずること。

なお、破損等の原因が受託者の責めに帰すべき事由であると認められる場合は、委託者の指示により、受託者の費用負担をもって原状回復を行うこと。

15 遵守事項

本仕様書に示すほか、本業務に係る契約については、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程等に定めるところによる。

また、警備業法及び労働基準法等各種法令を遵守し、業務従事者に対しては良好な雇用関係を確立し、適正に業務を履行すること。

16 その他

- (1) 業務に従事する警備員は、電車事業所内駐車場の使用を考慮する。また、配置場所までの移動については、電車を使用することができる。
- (2) この仕様書に定めない事項については双方協議するものとし、業務内容に疑義が生じた場合は必ず委託者に確認のうえ、委託者の指示に従うものとする。

17 担当

一般財団法人札幌市交通事業振興公社 電車事業所

路面電車部運行管理課運行業務係

電話 011-551-3944

配置位置等

1 西線 6 条（外回り）



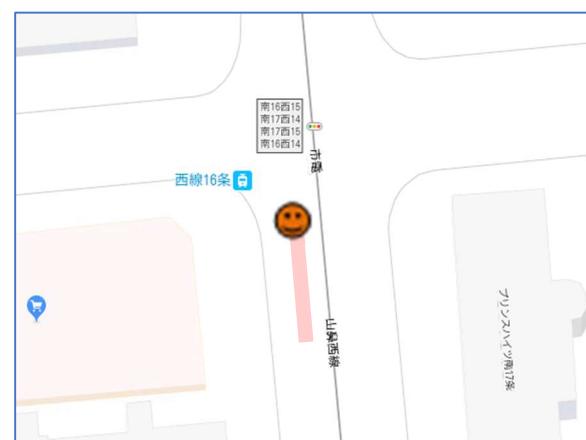
2 西線 9 条旭山公園通（外回り）



3 西線 11 条停留場（外回り）



4 西線 16 条停留場（外回り）



- ※ 各停留場間の移動は、電車を利用することができる。
- また、配置時間及び停留場は、混雑状況により委託者が指示する。